

令和6年大和市農業委員会第10回総会議事録

令和6年10月24日（木）午前10時開会
大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 高橋 守 委員	9番 古木 恒樹 委員
2番 大沼 茂樹 委員	10番 萩窪 登 委員
3番 真壁 浩二 委員	11番 池田 俊一郎 委員
4番 遠藤 一直 委員	12番 木村 賢一 委員
6番 渡邊 みどり 委員	14番 保田 雄一 委員
7番 富澤 克司 委員	15番 長谷川 慶太郎 委員
8番 田邊 義之 委員	

2. 本日の欠席委員

5番 小川 正夫 委員	16番 関水 好美 委員
13番 古谷田 和子 委員	

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長	金子 純一郎
次長	佐藤 祐介
主査	中川 雅美
主査	富田 規裕

4. 本日の議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出
について

日程第4 議案第24号 農地法第5条第1項の規定による賃貸借権設定の許可申請について

日程第5 議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第37号 農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出について

議案第24号 農地法第5条第1項の規定による賃貸借権設定の許可申請について

議案第25号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

午前 10 時 開会

○議長 ただいまの出席委員は 13 人で、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これより令和 6 年 10 月大和市農業委員会第 10 回総会を開会いたします。

議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○議長 日程第 1 、議事録署名委員を指名いたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、14 番、保田雄一委員、15 番、長谷川慶太郎委員を指名いたします。

○議長 日程第 2 、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局次長 それでは、総会資料 1 ページをごらんください。

10 月 4 日、大和市戦没者追悼式が行われ、眞壁会長が出席されました。

10 月 5 日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会さつまいも栽培体験教室が開催され、遠藤職務代理が参加されました。

10 月 10 日、地域計画の作成のための下和田地区の話し合いが行われ、木村委員、大沼委員が出席されました。

10 月 15 日、令和 6 年度「第 27 回米作文・大和で採れた野菜作文コンクール」審査会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

10 月 16 日、神奈川県農業委員会活動推進大会第 2 回大会運営委員会及び第 103 回常設審議委員会が横浜市で開催され、眞壁会長が出席されました。

10 月 18 日、第 48 回大和市民まつり実行委員長選出手会議及び第 1 回役員会が開催され、遠藤職務代理が出席されました。

すみません、1 点追加の報告がございます。

資料にはございませんが、10 月 10 日に、第 86 回大和市開発審査会が開催され、長谷川委員が出席されました。

諸報告につきましては、以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等は何かございますでしょうか。

遠藤委員。

○遠藤委員 10月5日、大和市地場農産物消費拡大推進協議会さつまいも栽培体験教室が、深見北コミセンで開催されました。圃場については、前回同様、深見の畠で開催され、具体的な内容としては収穫作業ということで、前回同様、多数の方が参加され、当日はちょっと小雨の降る中だったのですけれども、市長も一緒に、芋掘りをしながら意義ある収穫体験ができたと思います。

当日については、眞壁会長にも顔を出していただきまして、ありがとうございました。

続きまして、令和6年10月15日、令和6年度「第27回米作文・大和で採れた野菜作文コンクール」の審査会に出席してまいりました。市長賞については、北大和小学校の1年生が受賞され、その他、優秀、優良賞にそれぞれ数点選ばれた状況でございます。

そして、10月18日、第48回大和市民まつり実行委員長選出会議及び第1回役員会が開催されました。実行委員長については、商工会議所の副会頭の方が実行委員長になられたというところ、それと、第1回の役員会については、大和市民まつり開催についての注意事項、申し渡し事項を協議しました。

私からは以上です。

○議長 ありがとうございました。

ほか、ご意見等。木村委員。

○木村委員 10月10日の地域計画作成ということで、実は、これは農政課から私と小川委員に声がかかりまして、当日オブザーバーとして出席しました。

概略を支障のない範囲で当日の状況をお話ししておきたいと思いますが、まず、地域計画ということで、先月、我々委員会のほうにも農政課から説明がありました。その内容について、下和田の水田を持っておられる方が当日出席されました。農政課から地域計画について目標地図とか経過と今後の予定等について説明があって、地域の地権者の意見としては、当日の中で、5～6年前にこの水田については地元と農政課と打ち合わせをされたそうで、そのときの地域の声としては、その時点で、今後新たな投資はできないという意見が多数だったそうだという話が地権者の方から出ました。

その中で、水田の持ち主として、農政課から、将来、10年後の農地、いわゆ

る水田の利用についてのお考えを教えてくださいという問い合わせが出席者にありました。その中で、現状、それぞれさまざまで、3点あって、現状維持という方と、現時点ではわかりませんという方と、あと、耕作をもうやめたいと、この3通りの方の意見がありました。そういうことで、当日、農政課から下和田地区の話し合いが行われた概要ということでした。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ほか。長谷川委員。

○長谷川委員 10月10日、第86回大和市開発審査会が開かれました。審査件数が1件だったのですが、審査対象の土地が、以前、農業委員会の総会で検討しました保育所の設立案件ということで、審査会でも無事、特に反対もなく可決、通過いたしました。

報告は以上になります。

○議長 ありがとうございました。

ほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長 私から1つ。先ほど職務代理からお話がありまして、私もサツマイモ掘りに参加させてもらいまして、小学生のお子さんは、自分で植えた苗がお芋になって掘るというのは、何とも言えない気持ちだったのではないかね。
それから、10月16日、推進大会の2回目の委員会がございまして、こちらは来月6日に開催されます推進大会ですけれども、議案の確認と当日の流れ等々を打ち合わせした形になります。

あと、午後からは103回の常設審議委員会で、今回、綾瀬市の諮問が1件ありました。これは車両置場にするという、面積が3,000m²以上ありましたから、そこの立ち会いに行ってまいりました。

以上でございます。

それでは、よろしいですか。

(発言者なし)

○議長 本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第3、報告第37号、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転の届出についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　それではご説明します。

報告第37号については議案書1から2ページの5件がございました。案内図は総会資料の3から4ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長　　事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

(発言者なし)

○議長　　よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長　　日程第4、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による賃貸借権設定許可申請についてを議題に供します。

なお、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限によりまして、「委員は、自己又は同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。よって、質疑及び採決については、該当者に退室していただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局　　議案第24号についてご説明いたします。議案書、3ページ、資料は6から7ページをごらんください。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。申請地の位置図は、総会資料6ページの斜線で示しております。また、登記地目は畠で、現況も畠です。転用目的は、沿道サービス施設としての飲食店の店舗です。借人は、貸人の家族が経営するテナント業を行う法人です。当該法人は、コロナ禍を経て外食産業の需要が高まり、事業拡大のため候補地を探したものの適地が見つからないことから、やむなく法人経営者の家族が所有する農地を選定して申請に至りました。

貸人は60歳を超えて体力的な衰えと後継者がいないことから、今後畠として利用できなくなることを鑑み、減反を希望し申請に至りました。ほかに適地となる農地は所有していません。25年の期間、貸人から借人へ、また、借人から飲食店を営む法人に賃借権を設定する予定です。

予定する沿道サービス施設は、境界に新設2段積みコンクリートブロック擁壁を設置し、周囲を囲み土砂等の流出を防ぐ計画です。アスファルト敷仕上げとし、雨水は雨水浸透ますを4カ所設置し敷地内浸透処理する計画です。

法人所在地に近く管理が容易であり、●●沿いにあることで利用客が見込めるためこれ以上の適地はなく、隣接農家の営農に与える影響がないことから、位置としては妥当です。また、面積についても、沿道サービス施設の要件から鑑みて妥当であります。農地の区分は、市街化区域に近接し農地の広がりは10ha未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

10月15日に大沼委員と事務局とで申請者の代理人立ち会いのもと、現地等の状況を調査いたしました。

以上です。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。
大沼委員、お願いします。

○大沼委員 10月15日に現地にて、事務局と私で、譲渡人、譲受人の代理人にお会いし現地を確認しました。内容は事務局の説明どおりです。本申請の意思確認をし、店舗として利用していく旨の返答を受けました。今回の転用についてはやむを得ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に暫時休憩します。

○議長 再開いたします。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

木村委員。

○木村委員 ●●の地域なので、わかる範囲内で教えてもらいたい。大沼委員が地元な

ので立ち会ってということで、聞くまでもないと思っているのですけれども、一応、内容的には今事務局から説明がありまして、現地の状態はこの地図の7ページの状態で、以前からこういう状態、梅の木と雑草といいますか、こういう状態が長年続いていた場所なのですが、その中で、外食産業、沿道サービスの業者が賃貸借契約を設定するということですが、具体的にどういう業種が借りられるのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長 事務局。

○事務局 レストランと聞いています。

○木村委員 あと1点。周りはコンクリートブロックで支障のないように、また、敷地内で雨水処理をするということで、これは基本的なことですね。あと、賃貸借契約期間は何年と言っていましたか。25年と言っていましたか。

○議長 事務局。

○事務局 契約書上では25年です。

○木村委員 わかりました。以上です。

○議長 そのほか、質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 よろしいですか。

それでは、質疑を終結いたします。

これより採決してまいります。

議案第24号、農地法第5条第1項の規定による賃貸借権設定許可申請についてを採決いたします。

本件を許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第24号は、許可することに決定いたしました。

暫時休憩します。

○議長 再開します。

日程第5、議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題に供します。

受付番号 1 から 3 について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第 25 号、受付番号 1 番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書 4 ページ、資料は 8 から 9 ページとなります。

大和市長から、令和 6 年 10 月 1 日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は 1, 636 m² です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和 6 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までの 3 年間、賃貸借権を設定して露地花を栽培する計画です。借人はトラクター等の農機具を所有し、現在 3, 180 m² を経営しています。農業経営者 1 名、農業専従者 2 名の計 3 名で農業経営を行っております。現在の経営面積 3, 180 m² のうち 1, 544 m² の 1 筆については、隣地住人との課題があり耕作の継続が困難となり、更新を断念しております。ほかの農地のあっせん希望を受けておりますので、情報がございましたら事務局へ情報提供いただけますと幸いです。

令和 6 年 10 月 15 日に渡邊委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号 2 番について御説明いたします。継続の案件でございます。議案書 4 ページ、資料は 10 から 11 ページになります。

大和市長から、令和 6 年 10 月 1 日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。使用貸借権を設定する土地の面積は 1, 263 m² です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。令和 6 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までの 3 年間、使用貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人は昨年 11 月より就農し、草刈り機などの農機具を所有して、現在 5, 144 m² を経営しています。農業経営者 1 名で農業経営を行っております。現在の経営面積 5, 144 m² のうち 3, 881 m² の 4 筆については田んぼを畑として利用する計画で借りていましたが、近隣の団地に住む外国人等が、圃場から作物を盗んだり圃場に勝手に立ち入って酒盛りするなど、また、圃場の中に立ち入りスコップで穴を掘っているということを見聞きしていましたことで、利用を断念し、今回更新はできないと申し出がありました。認定新規就農者でもありますが、一旦規模を縮小して、再度計画を見直していくとの

ことです。

令和6年10月15日に大沼委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

続いて、受付番号3番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書5ページ、資料は12から13ページになります。

大和市長から、令和6年10月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。今年度の7月総会にて諮った農用地利用集積計画と促進計画の隣地についての計画になります。前回、7月総会で扱った農地の形状がいびつであったため、隣地の所有者に相談したところ、利用する農地の計上が直線となるよう食い込んでいる部分の農地を貸しつけてくださると話がまとまったことに起因します。これにより、ビニールハウスを20mの長さで設置する計画でしたが、35m程度の長さまで延ばす計画に変更されます。使用貸借権を設定する土地の面積は76m²です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は、議案書に記載のとおりです。貸人から農地中間管理機構へ令和6年11月1日から令和8年2月28日までの1年4ヶ月の間、使用貸借権を設定し、農地中間管理機構から借人へ同じ期間の間使用貸借権を設定してビニールハウスを設置し、多肉植物を栽培する計画です。

新規ではありますが契約期間が1年間ではない理由は、隣地の貸付期間と終期をそろえるためで、貸手、借手ともに同意しています。

借人は、多肉植物の育成、販売を行う大分県の農業法人において1年間の研修を受け3月に卒業したもので、同法人の福島県の施設においても昨年9月から今年8月末までの1年間研修を受けました。ビニールハウスや栽培ベンチ等の設備以外の生産用資材を一式所有しています。7月から隣地を借り受けて、境界にあった桑や桜などの境木の伐採、伐根をし、これまでハウス設置の準備をしておりました。11月からハウス設置工事が行われ、12月から稼働予定で、当面は農業経営者1名で農業経営を行う計画です。

令和6年10月9日に木村委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強

化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。

受付番号1について、渡邊委員、お願いします。

○渡邊委員 受付番号1番について、10月15日に事務局と現地へ赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、貸付けることに問題ないと思ひます。

以上です。

○議長 次に、受付番号2について、大沼委員、お願いします。

○大沼委員 受付番号2番について、10月15日に事務局と現地に赴き、借人とお会いし確認いたしました。現地は多少草がありましたが、管理されておりました。また、借り受けた農地について、もともとがブドウ畠であったため根の残骸が多く踏まれている土であり、土をつくりながら耕作している状況も見受けられました。引き続き貸付けることに問題ないと思います。

以上でございます。

○議長 次に、受付番号3について、木村委員、お願いします。

○木村委員 受付番号3番についてですが、10月9日に事務局と現地に参りまして、借人とお会いし確認させていただきました。現地は既に借り受けている農地、先ほど報告がありました7月のこの委員会に上がってきたと思うのですけれども、農地と、今回新たに借り受ける農地との境界にあった桑の大木が伐根されていました。また、既に7月に報告した借受けの農地については、多少雑草が見られましたが、現時点ではしっかりと管理するよう改め伝え、現地については現在整地されておりまして、今回の農地についても貸付けることには問題ないと思います。

以上です。

○議長 地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

長谷川委員。

○長谷川委員 まず、2番について、一部利用に際していろいろトラブルがあったということで、更新されなかつたところがあるというのは2番でよろしかつたでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 そのとおりです。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 その更新されない農地に関しては、その後、もとの利用権を設定する者のところに利用が戻ると思うのですけれども、そこでは今後どのような耕作を続けていく予定なのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 こちらの田んぼについては長いこと使われていない状況でして、管理をずっと所有者は行ってきたのですけれども、今回、畑として使いたいということで、昨年から1年間、使用貸借権を設定して貸付を行ってきたのですが、結果として、管理はされていたのですが利用はされなかつたということになります。
それで、戻ってきてからも、当然農業ができる方々ではないので、管理行為をしながら次の借手を待つという形になります。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 田から畑にかえたということですが、そうすると結構土の内容をいじっていると思うのですよ。では、今後も畑としての利用者を探すのか、田んぼに戻して田んぼで利用される方を探すのか、どちらでしようか。

○議長 事務局。

○事務局 特に手をつけていない状況でありますので、また、そのまま水を入れて田んぼとして使うことは可能です。

○議長 長谷川委員。

○長谷川委員 それと、3番なのですが、隣地の方から土地の使用貸借権を結んだということで、地形がきれいになり温室を大きく設置できるということになったのですが、それが20mから35mということで、倍までは行かないですけれども結構な規模の拡大になるのですが、その規模の拡大に際して、最初はたしか20mで経済的な面のお話があったと思うのですが、35mになったことで、

それが悪化したりといったことはなさそうな様子でしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 サイズを大きくしてやることで意思確認をさせていただいて、大きなハウスを12月から稼働させるということを聞き取っています。特にご自身の生活のことについてですとかの言及はございませんでしたので、計画を変更されて、伸長されたサイズでのハウスで開始するということでした。

○長谷川委員 ありがとうございます。

○議長 ほか、ございますでしょうか。遠藤委員。

○遠藤委員 受付番号2番の件ですが、僕は、実は前農業委員から、ちょっと見てほしいということがあって、この土地に以前お邪魔したことがあったのですが、まだこの方が管理されていたころの畠の状況を見ると、非常に耕作的に荒れていたところをお見受けしています。その理由は、先ほども説明があったように、いろいろなご自身の被害の中で耕作が困難になってきたというところも加味して、心情はお察しするところはあるのですけれども、実際に農地をかえて改めて耕作するというところで今申請が出されているのですが、ご本人自体の耕作意欲というところのモチベーションがなかなか感じ取れない部分があるのですが、ここの貸し借りをするに当たって、そこら辺で何か感じとれるというか受けられる印象とか何かあるようでしたら、ちょっとお伝えいただきたいです。

○議長 事務局。

○事務局 ひとまず、前回11月より貸付が開始されたのが、今回更新する部分と田んぼということで、2ヵ所まとめて計画が出された状況ではございまして、そのうち、こちらの元ブドウ畠の部分については、露地野菜を継続してつくられてこられてはいらっしゃいます。

田んぼについては、本人も心苦しいところはあったようですね。更新ができないことが残念ではあるということは、お伝えいただいています。写真で見るとおり、有機農法でつくっておりますので、多少雑草が出ている状況ですね。8月と10月の農地パトロールでも多少は荒れていた時期もありましたので、確認させていただきながら見守ってきたところではあります。

今回は、更新する時期と視察が重なったので、草の管理を一齊に始められて、これから秋冬に向けての作付をやっていくのだということで、この後の状況とかも拾わせていただいたのですけれども、まずは、こここのブドウ畠であったところをきっちと使っていくのだということの意思確認はさせていただきました。その後、別のところで、田んぼのところは残念だったのですが、もっと条件がいいところがあれば当然広げていきたいという意向も、そのときに確認をとらせていただいています。

以上です。

○議長　　遠藤委員。

○遠藤委員　　ありがとうございます。

全国的にも言えることですけれども、今年はカメムシの発生が非常に多くてということは報道でも話題になっているかと思うのですが、この田んぼでもカメムシの被害が非常に多く、田んぼの農家が被害を受けているという報告があり、僕も関心があってお邪魔した経緯があります。耕作しているご本人が、有機農法でやっているというところと、そういう被害に遭っているという現状を考えると、心情をお察しするところを優先するべきかとも思うのですが、場所をかえて新たな場所で耕作をするというところであるとは思うのですが、やはり害虫とか病気に対しての防除は、有機農法とはいえ、やはり周辺の農地の方に配慮した上でやっていかないと、なかなか理解を得られないところも多いのではないかと思います。意欲的に農地を借りていただくことはとてもいいことだと思うのですけれども、周辺の農家の方とのコミュニケーションも、ある程度密にしていただきながらやっていただきたいという希望で発言させていただきます。

以上です。

○議長　　ほか、よろしいでしょうか。木村委員。

○木村委員　　同じ話で重なる部分があるのですけれども、今の2番の関係で、先ほど事務局からのお話で、水田についてはそれぞれ事情があって、今回は更新されないことにしたという話になっているけれども、10月10日に農政課から依頼されて地域計画の●●の田んぼの件で出席させていただいたわけですが、その

ときに、先ほど言いましたように、現状維持、やめたい、あるいはわからないという返事が3通り出たわけです。

そういう中で、年々、外から見て、耕作されない場所が増えているような感じがしますので、それは農政課を中心に今後の考えがあって、ほかの方に貸す方向で考えていることも含めて、もうやめてしまいたいみたいな雰囲気がちょっと感じられました。ぜひ、大和市内の貴重な水田ですので、このままずるずる耕作放棄地といいますか、そういう場所が増えてしまうと大変だという気がしました。

この場で私が言うようなことではないと思いますが、ただ、委員の立場上、放ってもおけませんので、ぜひ、市も含めてこの水田については、今後、農業委員会として安心できるような方向に持っていっていただきたいと思いますので、一言申し上げました。

以上です。

○議長 ほか、よろしいでしょうか。田邊委員。

○田邊委員 確認ですけれども、受付番号1番についてですが、今回約半分の更新になるのですが、この借手の方ですが、大和市以外にも自分で管理している農地とかあるのでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 今はいそうです。一応●●市にお住まいなので、●●市の農業委員会にも農地を探してほしいということはご希望を出していらっしゃるそうなのですが、れども、今のところまだ見つかっていないそうです。

○議長 田邊委員。

○田邊委員 引き続き受付番号3番についてですけれども、7月の総会のときに、たしかハウスをレンタルして設置するという話で、引き続き同じような案件ですが、間に農業会議が入っていますが、実質的に2つの別農家の方々から農地を借りて事業をするということになるということでおろしいでしょうか。

○議長 事務局。

○事務局 2つの農家から中間管理機構が借りて、1人の農家に貸すという流れになります。

○田邊委員　　更新のときですけれども、次回以降、7月のときにも発言したかもしれません
いですが、この事業を継続するに当たって、2つの農家から同意を得ないと同
じような環境でできないということでよろしいですか。

○議長　　事務局。

○事務局　　ご指摘のとおりです。

○田邊委員　　ありがとうございました。

○議長　　ほか、よろしいでしょうか。

(発言者なし)

○議長　　質疑を終結いたします。

これより、議案第25号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によ
る農用地利用集積計画についてを採決いたします。

受付番号1について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長　　挙手全員であります。よって、受付番号1は、諮問どおり答申することに決定
いたしました。

次に、受付番号2について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求
めます。

(挙手全員)

○議長　　挙手全員であります。よって、受付番号2は、諮問どおり答申することに決定
いたしました。

次に、受付番号3について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求
めます。

(挙手全員)

○議長　　挙手全員であります。よって、受付番号3は、諮問どおり答申することに決定
いたしました。

これにて、本日の総会に付された案件は全て終了いたしました。

よって、令和6年10月大和市農業委員会第10回総会を閉会いたします。

午前10時44分　閉会